

〔設問〕 小問(1)

1 Eは、AとDに代り、^{契約}契約(555条)に基づき、所有権移転
2 登記を請求することができると、これを認めた。Aは、
3 代理人として行った^{契約}契約のAに帰属すること、すなわち①^{顕見}、
4 ②代理権の存在、③売買契約が②の範囲で行われたことが
5 要である。

- 6 (1) 平成29年2月10日、Aは「Cの代理人」としてEと間で契約を
7 締結しており、^{顕見}が認められる。(10)
8 (2) AはCの父親であり、親権者(810条1項)として、18歳の未成年
9 者(民法4条参照)であるCの包括的代理権を有する(810条1項)。
10 (3) よって、AがCの財産を処分する権利は、(2)の代理権の範囲内
11 に含まれる。(10)も充足する。

12 2 (1) Eは、Aの代理行為は、Cの父であるA自身が自己の借
13 金を返済するためにしている。この行為は、利益相反行為とあり、
14 無効ではないか。問題提起 ab。

15 ? 利益相反行為とは、親権者又は未成年者のために^として利益と
16 なるが、他方においては不利とされる行為である。その該当性を要する
17 の行為の外形により判断する。^{利益相反の判断は、その主たる目的に依る。}

18 イ 本問では、単にCの土地をEに対して売却するものである。
19 上記のような利益相反状況はない。

20 う したがって、利益相反行為にはあたらない。

21 (2) では、利益相反行為にはあたらないとしても、Aは自己の借金を返済す
22 る目的で所有しているから、代理権の濫用となるか。

→ 効果は善悪にかかわらず、
→ 濫用であり、無効とする(117条1項)

1 A代理権の濫用とは、本人のために損害を及ぼすか、自己の利益に
2 思て有い代理行為を行うことであり、この場合、自己の利益に
3 ないか否かを認識している点で、心裡留保類似の状態である。こ
4 の点から判断した上、^{代理権}代理権の濫用と認められることができた
5 場合には、無効となる(117条1項)。

6 したがって、法定代理人には、左記右裁量も認められている。こ
7 れは、代理権の濫用が無効となるに、親権者に法が代理権を付与した趣
8 旨に反して直する場合であり、必要である。

9 イ 本問7-10、内心でAが借金返済目的で自己の土地を、表示行為としか
10 ないか一致していないが、代理権濫用にあたる。よって、これAが甲土地
11 を自分が管理していることを奇貨として、Cの承諾を得~~なければなら~~ずに、
12 自己の父に行う行為であり、子の利益となるものではない。この
13 行為は、親権者~~が~~に法が代理権を付与した趣旨に反するといえる。

14 Eは、Aが借金を抱えていること、Aが土地(着目)の借金を借
15 金返済に充てようとしていることを知っており、代理権濫用により悪意で
16 行った。^{「また、お母さんか?」}

17 う したがって、本件代理行為は無権代理(117条)として無効であり、
18 買契約の効果はCに帰属しない。^{代理権濫用と無権代理は違う}

19 次に、無権代理行為を行ったAは、Cの父として本人たる地位を
20 相続している(882条、900条2号)。ここでは、DがCと婚姻していることから、A
21 の所有権は3分の1となる。よって、無権代理人が本人の地位をCの共同
22 相続人として相続する場合に、上記無権代理行為に追及の余地がな
23 いか。無効は債権として民法116条で追及の可否を判断する(116条1項)である。

→ ために、無権代理と共同相続の判断がある中で、117条1項の「代理権の濫用は、代理権のありと、前提。無権代理ではない。

第 1 問

2. E, C, E, F は、乙工場の工員が購入した際、 E の所有権が転登記され、これを信託して、 C と F の各 2 名ずつに推定用権利保護を付した。

CEの受審は
無事一時に
ITの
10/14

第 1 問

7. 国動機が不足する場合、 $T_{\text{国}}$ の契約が無効となるから、~~取り消~~取消

→ 何の為に
事件?

第 1 問

④ 相対では確かに賭博行為、専断行為であら、社会的不当性
と欠く行為であらうが、これはあくまで民間の資金契約の目的には
なく、資金契約自体に違法なものではないから、取引の公平に

異分と比例関係がある → 比例定数 → 比例定数の問題
 ... 比例定数と比例関係を持つ比例定数

第 1 問

44 王様、HE間の資金繰り契約の満期日は、平成27年3月31日である。
これを過ぎている以上 Eは500万円等を保有する「法律上の原因」がある。

↓
合成の物は書き、
天然の物は丸。

2 この対抗に Eに対して給付金4500万円は、借入金の目的であること
から、不法原因給付であるから問題となる。

(1) 不法とは公序良俗に反することをいい、当業者が不法性を認識
しているとしても、不法原因給付とされたこと、判例では、上記の目的
より、違法といえる。

(2) さらに、引渡しがある以上、「給付」にすぎない。

3 したがって、不法原因給付にあらず、Aの請求は認められる。

小問B7

1 Lは、Eから借金を受けて保証、せいで、584万円をEという「主たる債
権者の代りて弁済した。そこで、LはEに対して求償権(459条1項)
を取得し、これに基づき584万円を請求する。

2 この場合、保証が成立した以上、主債権が有効に存在
する限り、貸金契約は要約型的な消費貸借契約であるから、金
銭の引渡しが不要である。しかし、LはEに500万円の引渡しをしない
ため、主債権が存在しないから問題となる。

しかし、EとL間の貸金契約は500万円が交付されてから、交付の日を
定めておいて、後に引渡すもの諾成的消費貸借契約が成立している
ため、主債権は有効に存在するといえる。

3 したがって、LはEに対して、上記の請求を行うことができる。

→ したがって、不法原因給付を控す必要は？

→ 乙は、500万円は借入でなく、乙の借入？